

福井県介護・障がい福祉サービス等事業所における感染防止対策の
継続支援事業助成金要項（介護分）

I 趣旨

介護サービス等事業所のサービス提供に係る感染防止対策を支援し、新型コロナウイルス感染症の発生に伴う提供体制に対する影響を最小限に留め、必要な福祉サービスを継続して提供できるよう「介護・障がい福祉サービス等事業所における感染防止対策の継続支援事業助成金」（以下「助成金」という。）を支給します。

II 対象者

対象者は、別表に掲げる事業所等を県内に有する団体または法人等であって、県が適当と認めるもの（以下「法人等」という。）とします。

III 申請

本助成金は法人単位で申請するものとします。

※個々の事業所単位で申請することはできません。

※法人等で複数の事業所を有している場合や1事業所で複数サービスを提供している場合にも、法人単位でまとめて申請してください。

※法人等で介護サービスと障がい福祉サービスの両方を実施している場合は、介護サービスと障がい福祉サービスを分けて申請してください。

※1法人につき、介護・障がいのそれぞれで1回までの申請とします。

IV 対象経費

令和4年1月1日から令和5年3月31日までの間で、介護サービス等事業所が新型コロナウイルスの感染防止対策を継続的に行うために購入した①から③の衛生用品等の経費に対し、予算の範囲内において、助成金を交付します（見込みを含む）。

※介護サービス報酬および他の補助制度等により、現に当該事業の経費の一部を負担し、または補助している経費については、交付の対象となりません。

※**消費税および地方消費税については、原則対象経費に含めず**に申請願います。なお、対象経費に含めて申請した事業者については、当該助成金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除額が確定した場合、速やかに県に報告の上、当該助成金の一部または全額を返還していただくことがございます。

① 衛生用品（原則、下記に限定）

不織布（サージカル）マスク、N95マスク、手袋、ガウン、フェイスシールド、ゴーグル、清拭クロス、消毒液、シューズカバー

② 検査費用

抗原・PCR検査キット（体外診断用医薬品に限る、研究用は不可）

※行政検査に伴う費用は除く

③ 感染症対策に要する備品

パーテーション、パルスオキシメーターのみ（この2つ以外は対象外とする）

V 補助金の対象施設および助成内容

申請した経費の合計額とサービスごとに定められた基準単価（「別表（基準単価）」参照）と比較して少ない金額（1,000円未満切り捨て）

助成率 10/10

VI 申請手続き

1 申請期間

令和4年9月16日（金）～令和4年11月30日（水）

2 申請書類

① 助成金交付申請書および実績報告書（様式1）

※添付する通帳等の写しは、振込先の口座番号と口座名義（カタカナ）が確認できる通帳の表紙裏面の写し、口座証明書、残高証明書、パソコンまたはスマートフォンの画面の写しを添付してください。

② 事業所・施設別申請額一覧（様式2）

③ 事業所・施設別個票（様式3）

④ 対象経費の支払いの確認ができる資料

※レシートの写しまたは納品書と領収書の写しなど購入物品、単価、数量が確認できるもの（令和4年11月30日までに支払いが完了したものであること）

3 申請方法

申請書類を次の宛先に「簡易書留など郵便物の追跡ができる方法」で郵送してください。なお、持参による申請は受け付けません。また、申請書類の到達の有無に関するお問い合わせにつきましても、お答えいたしかねますので予めご了承ください。

（宛先）〒910-8691 福井中央郵便局留め
福井県介護・障がい感染防止対策事業事務局 宛て

※令和4年11月30日（水）消印有効

令和4年12月1日（木）以降の消印は無効となります。

※切手を貼付の上、裏面には差出人の住所および氏名を必ず記載してください。

※送料は申請者側でご負担願います。

4 申請に必要な書類の入手方法

本助成金のホームページからダウンロード

URL : <https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kourei/kakudaiboushi.html>

5 支給額の通知

申請書類を受理した後、その内容を確認の上、11月下旬から12月上旬に助成金の支給額通知書を郵送します。12月15日以降も通知がない場合は「7問い合わせ先」までご連絡ください。

6 振り込み（予定）日

令和4年12月上旬～下旬

7 問い合わせ先

ご不明な点はホームページ掲載の「よくある質問」をご確認の上、下記へお問い合わせください。

福井県介護・障がい感染防止対策事業事務局

(TEL) 070-1776-9242 または

070-1773-2718

(受付時間) 午前9時から午後5時まで（土、日および祝日は除きます）

Ⅶ その他

助成金の支給後、申請要件に該当しない事実や同一事業者が複数回申請するなど不正等の事実が発覚した場合は、期限を定めて、既に支給した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることがあります。

本要項は、感染症の状況や国の対応等に応じて改正する場合がありますので、専用のホームページの確認やコールセンターへのお問い合わせ等により、常に最新版の要項を確認して物品の購入や申請を行ってください。